

落雷事故対策の運用規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、豊川サッカー協会の「施設利用時の安全対策規程」における雷鳴・雷光・落雷時に関する運用を定めることを目的とする。

（基本指針）

第2条 当協会が運営する大会および試合中において落雷の予兆（雷鳴・雷光）があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで安全な場所に避難させるなど、選手及び関係者の安全確保を最優先事項として常に留意する。

（判 断）

第3条 試合の開始・中断・中止・再開の判断は、以下のとおりとする。

- （1）落雷の予兆（雷鳴・雷光）があった場合、審判は試合を開始せず、また試合中においては中断をする。
- （2）試合を開始もしくは再開をする場合は、雷鳴・雷光が止み、20分待ってから試合を開始もしくは再開をする。
- （3）試合中止の判断は、該当試合の審判員、チーム関係者及び担当理事の話し合いにより決定する。
- （4）試合開始後に中断・中止となった場合、前半が終了していれば試合は成立しているものとし、中止時点での結果を最終結果とする。ただし、前半が終了していない場合は無効とし、再試合を行う。
- （5）中止と判断した試合以降の試合実施の可否判断は、担当理事にて協議・決定をする。
- （6）試合の中止（延期）などの対応については、豊川サッカー協会のサイト等で速やかに周知する。

（1種リーグ戦）

第4条 1種リーグ戦においては、当番チーム及び担当審判等の割り振りがあるため、以下のとおりの運用とする。

- （1）落雷の予兆（雷鳴・雷光）があった場合、審判は試合を開始せず、また試合中においては中断をする。（同第3条1）
- （2）試合の中止の判断は、該当試合の審判員、当番チーム及び担当理事の話し合いにより決定する。（同第3条3）
- （3）試合開始後に中断・中止となった場合、前半が終了している場合は試合が成立しているものとし、中止時点での結果を最終結果とする。ただし、前半が終了していない場合は無効とし、再試合を行う。（同第3条4）
- （4）再試合となった場合の運営（当番や審判割りなど）については、別途、理事会にて協議の上決定する。

- (5) 中断・中止となった試合以降のすべての試合が中止となった場合、該当試合のチームが会場の片付けを行う。
- (6) 当番チームの引継ぎがある場合、鍵や書類の引継ぎに関しては、当番チーム同士で連絡を取り合い、確実に引き継ぐこととする。(当事者チーム同士で連絡がつきにくい場合は、担当理事が仲介する。)

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。